

議案第15号

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 堀 恵子

(提案説明)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と介護者に対し、世田谷区立教育センタープラネタリウムの観覧料を免除することに伴い、観覧料の減免の規定を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立教育センター条例施行規則(昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第15条に規定する」を「第15条第4項の規定により」に、「及び」を「、」に、「昭和42年3月20日民児精発第58号」を「昭和42年3月20日42民児精発第58号」に、「第1条に規定する」を「第5条第2項の規定により」に改め、「愛の手帳の交付を受けている者」の次に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者」を加え、同項第4号中「前3号」を「前各号に掲げるもの」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に規定する者に同伴する介護者(同号に規定する者1人につき1人に限る。)

が観覧するとき。 観覧料の全額

第5条第2項中「前項第1号に該当する者」を「前項第1号及び第2号に規定する者」に改め、同項ただし書中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立教育センター条例施行規則 昭和63年7月26日世教委規則第7号</p> <p>世田谷区立教育センター条例施行規則</p> <p>第1条 ～ 省略 第4条 (観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第8条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除 することができるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) <u>第15条第4項の規 定により</u>身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交 付要綱(昭和42年3月20日民児精発第58号) <u>第5条第2項の規定 により</u>愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) <u>第45条第2項の規定 により</u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれ らに準ずる者が観覧するとき。 観覧料の半額</p> <p>(2) <u>前号に規定する者に同伴する介護者(同号に規定する者1人 につき1人に限る。)が観覧するとき。 観覧料の全額</u></p> <p>(3) 区の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の全額</p> <p>(4) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のと き。 観覧料の半額</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるものほか、委員会が特に必要と認めるとき。 観覧料の半額又は観覧料の全額</u></p> <p>2 <u>前項第1号及び第2号に規定する者</u>を除き、観覧料の減額又は免 除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、プラネ タリウム観覧料減免申請書(第2号様式)を委員会に提出しなけれ ばならない。ただし、<u>前項第5号</u>に該当する場合で委員会が相当と 認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリ</p>	<p>○世田谷区立教育センター条例施行規則 昭和63年7月26日世教委規則第7号</p> <p>世田谷区立教育センター条例施行規則</p> <p>第1条 ～ 省略 第4条 (観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第8条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除 することができるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) <u>第15条に規定する 身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要 綱(昭和42年3月20日民児精発第58号) 第1条に規定する</u>愛の手帳 の交付を受けている者が観覧するとき。 観覧料の半額</p> <p>(2) 区の主催による事業に伴う観覧のとき。 観覧料の全額</p> <p>(3) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のと き。 観覧料の半額</p> <p>(4) <u>前3号</u>のほか、委員会が特に必要と認めるとき。 観覧料の 半額又は観覧料の全額</p> <p>2 <u>前項第1号に該当する者</u>を除き、観覧料の減額又は免除を受けよ うとする者(以下「減免申請者」という。)は、プラネタリウム観 覧料減免申請書(第2号様式)を委員会に提出しななければならぬ。 ただし、<u>前項第4号</u>に該当する場合で委員会が相当と認めるときは、 この限りでない。</p> <p>3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリ</p>

改正後	改正前
<p>ウム観覧料減免承認書（第3号様式）を減免申請者に交付するものとする。</p> <p>以下省略</p> <p><u>附 則（平成31年3月29日世教委規則第〇号）</u></p> <p><u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ウム観覧料減免承認書（第3号様式）を減免申請者に交付するものとする。</p>